

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課)

項 目 名	外国子会社合算税制の見直し		
税 目	法人税 (租税特別措置法第 66 条の 6~9) 所得税 (租税特別措置法第 40 条の 4~6)		
要 望 の 内 容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたグローバル最低税率課税が導入される場合には、企業の事務負担が大幅に増加することから、既存の外国子会社合算税制について、グローバル最低税率課税の導入に伴い新たに必要となる実務対応や現行制度に関する課題を踏まえて見直しを行うことで、企業の事務負担を軽減する。見直しを行う場合には、判定の対象となる外国関係会社の絞り込み、経済活動基準の見直し、最低税率課税制度の実務の利活用、外国子会社合算税制における手続き期間の見直しなどについて見直しの検討対象とする。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20 を中心に国際的な議論が進展している。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み (Inclusive Framework on BEPS : IF) において 2 つの柱からなる解決策 (市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税) が最終合意され、このうちグローバル最低税率課税については、2022 年の制度化、2023 年の実施が目標とされているところ。</p> <p>グローバル最低税率課税が導入される場合には、企業の事務負担が大幅に増加することから、既存の外国子会社合算税制について、グローバル最低税率課税の導入に伴い新たに必要となる実務対応や現行制度に関する課題も踏まえて所要の見直しを行い、合理的で簡素な制度とすることで、日本企業への過度な負担とならないようにする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。一方で、経済のデジタル化が加速する中、日本企業は諸外国企業との間で激化する競争に直面している。こうした状況を踏まえ、税制面からも、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保していくことが必要であり、国際合意に基づいたグローバル最低税率課税の導入はこれに資するもの。</p> <p>他方で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担の増大が見込まれていることから、日本企業への過度な負担とならないように、既存の外国子会社合算税制を合理的で簡素な制度にする必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		国際合意に基づくグローバル最低税率課税の導入に伴う企業の事務負担の大幅な増加に対応すべく、外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 22 年度 拡充 (合算対象を判定する租税負担割合(トリガー税率)の引下げ(25%→20%)(統括会社特例の導入)</p> <p>平成 25 年度 拡充 (無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し)</p> <p>平成 27 年度 拡充 (被統括会社の範囲の見直し)(税務申告時の別表添付要件の見直し)</p> <p>平成 28 年度 拡充 (外国税額控除の適正化)</p> <p>平成 29 年度 拡充 (外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入)(航空機の貸付けの取扱いの見直し)</p> <p>平成 30 年度 拡充 (日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し)(その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し)</p> <p>令和元年度 拡充 (ペーパーカンパニーの範囲等の見直し)</p> <p>令和 2 年度 拡充 (部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し)</p>	